c　指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの　三、九六〇単位

(4)　行動援護に係る支給決定を受けた者（(2)及び(3)に掲げる者を除く。）　次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一)　(二)及び(三)に掲げる者以外のもの　次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数

a	区分六に該当する者	三四、四四〇単位
b	区分五に該当する者	二六、五〇〇単位
c	区分四に該当する者	一九、九三〇単位
d	区分三に該当する者	一四、七九〇単位
e	障害児	一八、八二〇単位

（削る）

(二)　生活介護サービス費等を算定される者（(三)に掲げる者を除く。）　次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数

a	区分六に該当する者	二二、四九〇単位
b	区分五に該当する者	一八、六六〇単位
c	区分四に該当する者	一四、六九〇単位
d	区分三に該当する者	一一、二九〇単位

（削る）

e	障害児	一八、八二〇単位

(三)　共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者（(7)及び(8)に掲げる者を除く。）　二、四四〇単位

(5)　居宅介護に係る支給決定を受けた者（(2)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）　次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一)　(二)及び(三)に掲げる者以外のもの　次のaからgまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからgまでに掲げる単位数

a	区分六に該当する者	二七、二七〇単位
b	区分五に該当する者	一九、八七〇単位
c	区分四に該当する者	一三、五六〇単位
d	区分三に該当する者	八、七〇〇単位
e	区分二（区分省令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以下同じ。）に該当する者	六、八八〇単位
f	区分一（区分省令第一条第二号に掲げる区分一をいう。以下同じ。）に該当する者	六、〇七〇単位
g	障害児	一二、五六〇単位

(三)　指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの　三、九一〇単位

ニ　行動援護に係る支給決定を受けた者（ロ及びハに掲げる者を除く。）　次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

(1)　(2)から(4)までに掲げる者以外のもの　次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数

(一)	区分六に該当する者	三四、三四〇単位
(二)	区分五に該当する者	二六、四二〇単位
(三)	区分四に該当する者	一九、八七〇単位
(四)	区分三に該当する者	一四、七五〇単位
(五)	障害児	一八、七六〇単位

(2)　介護保険給付対象者（(3)及び(4)に掲げる者を除く。）　八、八二〇単位

(3)　生活介護サービス費等を算定される者（(4)に掲げる者を除く。）　次の(一)から(六)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(六)までに掲げる単位数

(一)	区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	二二、四二〇単位
(二)	区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	一八、六〇〇単位
(三)	区分四に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	一四、六五〇単位
(四)	区分三に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	一一、二六〇単位
(五)	区分三から区分六までに該当する者のうち介護保険給付対象	八、八二〇単位
(六)	障害児	一八、七六〇単位

(4)　共同生活援助サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）　二、四三〇単位

ホ　居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロからニまで及びヘからチまでに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）　次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数

(1)　(2)及び(3)に掲げる者以外のもの　次の(一)から(七)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数

(一)	区分六に該当する者	二六、九七〇単位
(二)	区分五に該当する者	一九、六五〇単位
(三)	区分四に該当する者	一三、四一〇単位
(四)	区分三に該当する者	八、六〇〇単位
(五)	区分二（区分省令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以下同じ。）に該当する者	六、八〇〇単位
(六)	区分一（区分省令第一条第二号に掲げる区分一をいう。以下同じ。）に該当する者	六、〇〇〇単位
(七)	障害児	一二、四二〇単位